

産後ケア事業利用者様

尼崎市健康増進課長

尼崎市産後ケア事業利用承認通知書の変更点について

尼崎市では、産後ケア事業をより利用しやすいものとするために、令和7年4月1日より、宿泊・通所型の対象者の緩和と利用できる事業所の拡充、利用料の見直しを行います。それに伴い、既に発行している利用承認通知書の変更点は以下のとおりです。

つきましては、今後産後ケア事業をご利用の際は、この通知文と利用承認通知書を事業者へ提示していただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 利用日数上限と利用料

新:令和7年度

宿泊型: 宿泊型では、カウント方法が泊数ではなく日数に変更

通所型: 1日あたり6時間から施設が定める時間数を利用できるように変更

訪問型: 1日あたり2時間から施設が定める時間数を利用できるように変更

サービス	利用料		利用日数
	市民税課税世帯	市民税非課税世帯・生活保護世帯	
宿泊型	2,750 円/日 〔例: 1泊2日 5,500 円〕 2泊3日 8,250 円〕	1,000 円/日 〔例: 1泊2日 2,000 円〕 2泊3日 3,000 円〕	通算7日
通所型	450 円/時 〔例: 3時間利用 1,350 円〕 6時間利用 2,700 円〕	100 円/時 〔例: 3時間利用 300 円〕 6時間利用 600 円〕	通算7回 1回9時間以内
訪問型	1,000 円/時	無料	通算4回(多胎児のママは6回) 1回2時間以内

* 宿泊型、通所型については、朝食・昼食・夕食の時間帯に滞在していれば、食事がつきます。

旧:令和6年度

サービス	利用時間	利用料		利用日数
		市民税課税世帯	市民税非課税世帯・生活保護世帯	
宿泊型	24時間(3食付き)	5,500円/泊	2,000円/日	通算6泊
通所型	6時間(昼食付き)	2,700円/日	700円/日	通算7日
訪問型	2時間	2,000円/回	無料	通算4回(多胎児のママは6回)

2. 事業所

新:市ホームページに掲載されている事業所であれば、どこを利用しても良い

*利用承認通知書に記載されている事業所以外を利用するとなっても、事業所の変更届は必要ありません。

旧:利用できる事業所を指定

以上

尼崎市保健所 健康増進課(母子保健担当) 〒660-0052 尼崎市七松町1-3-1-502 フェスタ立花南館 5階 電話番号 06-4869-3033 ファクシミリ 06-4869-3049
